

館 林 警 察 署 協 議 会 議 事 録

(令和 7 年度第 4 回定例会議)

開 催 日 時		令和 8 年 2 月 2 6 日 (木) 午後 3 時から午後 5 時までの間	
開 催 場 所		館林警察署 5 階大会議室	
出席者	委 員 (定数 11 人)	神村会長 磯委員 栗原委員 大塚委員 角田委員 川島委員 栗田委員 南齋委員 松澤委員 坂上委員 安間委員	計 1 1 人
	警 察	小林署長 中島副署長 田口警務課長 保坂会計課長 内田生活安全課長 山澤地域課長 金子刑事課長 山下交通課長 須田警備課長 生活安全課課長代理 刑事課課長代理 地域係長	計 1 2 人
	そ の 他		
議 事 の 概 要			
1 挨拶概要 (1) 署長挨拶 令和 7 年度館林警察署協議会第 4 回定例会議に御出席をいただき御礼申し上げます。 本日の定例会議では、先般行われた警察署協議会会長会議の結果について、磯委員から伝達をしていただき、その後、私から令和 7 年中の当署管内治安概況について説明させていただく。 続いて、前回の定例会議で諮問をさせていただいた「中高生の自転車事故防止対策」に関して、委員の皆様方から寄せられた貴重な意見を元に、協議会から答申をいただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。 その後は、昨年作成したヘルメット着用に関する啓発活動の動画を視聴していただきたい。 結びとなるが、委員の皆様方の益々の御健勝と更なる御活躍を祈念申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。 (2) 会長挨拶 署長との最後の会議となった。最後まで頑張っていくのでどうぞよろしくお願ひしたい。 2 警察署協議会会長会議結果の伝達（説明者 磯委員） 1 6 警察署を 2 グループに分けて各協議会会長が発表を行い、「令和 7 年度の館林警察署協議会の取組状況」について発表した。 各警察署の協議会の発表では、「優秀な人材確保に向けた効果的な警察官募集活動」や「空き家に対する窃盗防止方策」のほか、「来日外国人との共生及び犯罪抑止対策」を発表した会長もいた。 また、会議の冒頭には、公安委員会委員長や警察本部長から、各協議会のご活動に関して、御礼のお言葉をいただいた。地域住民の代表として、積極的に署長に声を届けていただきたいので、今後とも、忌憚のない意見をお願いしたいとのことであった。 3 概況説明事項（説明者 署長） (1) 管内刑法犯認知・検挙状況（令和 7 年中）について			

- (2) 管内交通事故発生状況（令和7年中）について
- (3) 特殊詐欺認知・検挙状況（令和7年中）について
- (4) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺発生状況（令和7年中）について
- (5) 検挙事例紹介

12月1日に館林市野辺町地内における強盗未遂事件が発生した。この事件は、管内のリサイクルショップにおいて、フード・マスク等で顔を隠し、ナイフを所持した犯人が店長を脅かし、現金を要求したが、抵抗されたため、犯行を断念し逃走したというものである。

本件については、当署員を大量動員することはもちろん、警察本部捜査第一課、機動捜査隊等の応援派遣を受け、発生直後から捜査体制を構築し組織をあげて捜査を推進した。

その結果、被害者の目撃状況、防犯カメラ映像等の情報を早期に入手して捜査を行い、被疑者使用車両を特定して、発生翌日に県外居住の被疑者を逮捕することができた。

(6) 当署の取組み事例

1月19日、館林市文化会館カルピスホールにおいて初点検を開催し、来賓並びに令和7年中警察業務に協力していただいた個人や団体の皆様方を招き、署員による通常点検や職務質問に抵抗する不審者を取り押さえる訓練を御覧いただき、13名の個人と、15の団体へ感謝状を贈呈した。

また、式典の最後には県警音楽隊による演奏会が行われ、来訪者の皆様に鑑賞していただいた。

4 協議（○～委員、●～署長等）

(1) 答申事項（説明者 警務課長）

前回定例会議で「中高生の自転車事故防止対策」について、委員に諮問したところ、次の意見等がなされた。

- 学校の授業やイベント等で、VRによる自転車運転や交通事故の疑似体験ができる機会をつくると良いかと思う。〔意見〕
- 小学生からの自転車のルール・マナー講習等の見直しを行い、管内独自の講習等を行う。また、道路や標識等の整備及び重大事故防止のためヘルメット着用の推進を行う。〔意見〕
- 通学路の危険地点の可視化と即応対策、実地型の安全教育の強化、ルール遵守の見える化と抑止、安全な自転車環境の整備及びデータに基づく継続的改善を行う。〔意見〕
- これまで以上に、生徒に対する出前教室のような、警察署による安全運転普及啓発活動を数多く行う。車両ドライバーに対しても、免許取得や更新時の講習などで、今以上に安全運転を徹底・周知させる。また、自転車への赤色点滅ライト、蛍光テープ取付けの推進等も行い、自動車、自転車、歩行者が安心して走行、歩行できる道路整備を行う。〔意見〕
- 狭い道路から広い道路へ出るような場所に、止まれの標識の横に「自転車も止まれ」といった標識を付ける。また、「自転車は車両、交通ルールの厳守を！」の、のぼり旗を数多く設置することで自転車に乗る者だけでなく、自動車を運転する人への啓発活動が図れると思う。〔意見〕
- 日頃からの交通安全指導、啓発活動、規範意識の向上などの諸活動の継続はもちろん、自動車運転者や高齢者への安全指導にも公平に対処すべきである。〔意見〕
- 継続した小中高生への交通安全指導を行う。〔意見〕
- 道路の環境整備や中学・高校生への自転車点検、安全指導の講習を行う。〔意見〕

- 中学生にも通学の距離によらず自転車通学を許可させてはいかがか。〔意見〕
- 危険箇所への看板設置や道路の環境整備を行う。〔意見〕
- 行政と協力した道路の見通しや改善をして、民間にも道路の環境整備を呼びかける。〔意見〕

なお、協議の結果、協議会として、以下の答申がなされた。

ア 自転車の交通違反に対する交通指導取締りの推進

イ 各学校と連携した自転車マナー向上の推進

これら2つの答申を今後の館林警察署の業務運営に反映させていただきたい。

(2) 意見、要望等

- 自転車のヘルメットを被っていても顎紐をせず、ただ被っている高校生を見かける。警察はどのような対応をしていくのか。〔質問〕
- 顎紐をせず、ヘルメットを被っているだけでは、事故が発生した際、頭を保護することができず、ヘルメットの効果は全くない。各学校と連携し、交通安全教育の中で自転車用ヘルメットの着用要領について指導を図り、また、街頭活動中においても警察官による個々指導を図る。〔回答〕
- 4月1日から道路交通法が改正され、自転車の違反でも反則切符が適用となるが、高校生に対して学校と警察が綿密に連絡し合って交通安全教室を図っていただきたい。〔要望〕
- 自転車の取締りは、交差点や一時停止場所など、特に事故につながりやすい危険な場所で実施していただきたい。また、交番や駐在所の方々もパトロールをしながら指導、取締りをしていただきたい。〔要望〕
- 交通事故は本来自己責任であり、運転する側のルール違反が問題であるため、警察が取締りや交通安全教室を行っても、直ぐに事故がなくなるわけではない。そのため、継続して行動、施策を行うことが重要であり、そうすれば少しでも事故が減ると思う。〔意見〕
- 安全教育は、教育する側にも交通に関する知識が必要となるから、交通指導員等を含め、安全教育に携わる者には知識の向上に努めていただきたい。〔要望〕